

平成24年12月28日

日本造血細胞移植学会理事長 岡本 真一郎 殿

厚生科学審議会疾病対策部会造血幹細胞移植委員会
委員長 小澤 敬也

非血縁者間移植において公的バンクを介すべき疾病について

造血幹細胞移植の推進については、日頃から御理解御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成24年法律第90号）では、非血縁者間同種造血幹細胞移植を行う際に、法で定める骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業者又は臍帯血供給事業者（以下、公的バンク）を介して移植を行うべき疾病を厚生労働省令で定めることとされています（第二条第二項）。

これらは、日常臨床において同種造血幹細胞移植が施行されているもののうち、その適応が広く合意されている疾病です。

今般、法律の制定を受けて、厚生科学審議会疾病対策部会造血幹細胞移植委員会においては、法律の施行に向けて、上記疾患について検討を行うこととしたところです。

当委員会の議論の結果、「非血縁者間同種造血幹細胞移植を行う際に、公的バンクを介して移植を行うべき疾病」を検討するに際し、貴学会の御意見をお伺いしたいということになりました。

つきましては、下記について御検討いただき、平成25年5月末までに御回答いただきますよう、お願い申し上げます。

記

- 同種造血幹細胞移植が施行されているもののうち、その適応が広く合意されている疾病

以上